

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書

平成 8 年 2 月の法制審議会において、選択的夫婦別姓制度の導入を含む「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申してから 23 年が経ち、いまだに選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正の見通しは立っていない。

日本の平均初婚年齢が 30 歳前後となり、令和元年 7 月に総務省が発表した労働調査によると、女性の就業者が 3,000 万人を超え、婚姻前に個人名で信用・実績・資産を築く人が増えている。このような時代の変化の中で、改姓によって別人格にみなされてこれまで築き上げてきたキャリアが引き継がれない、法的根拠のない旧姓使用で不利益・混乱が生じる等の例があり、また、少子化により一人っ子同士のカップルや、子連れ再婚や高齢になってからの結婚・再婚などにより、「改姓」が結婚の妨げになり事実婚を選ばざるを得ない状況が増加している。

平成 30 年 2 月に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」では、婚姻に際し夫婦同姓も夫婦別姓も選ぶ事ができる「選択的夫婦別姓制度」の導入に対して、42.5%が賛成し、条件付き賛成を含むと 66.9%となり、反対の 29.3%を大きく上回る結果となった。

選択的夫婦別姓制度の導入には、改姓を望まない男女が不利益を案ずることなく結婚し、老後も法的な家族として支え合い、男女がともに活躍できる社会実現につながると考えられている一方、現行の風習が変わることにより社会的影響等のリスクを懸念する声もあり、国民の間で様々な意見が存在しているのが実情である。

現在、家族のあり方が多様化し、女性活躍を推進する時代において、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けて早急な議論を始めることを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 12 月 20 日

堺市議会

衆議院議長	各宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
法務大臣	